

山梨県と日本郵便株式会社との包括連携協定締結式

日時 平成30年2月1日（木） 13:30～

場所 特別会議室

次 第

1 協定締結式

写真撮影、挨拶

山梨県知事

後藤 齋

日本郵便株式会社 南関東支社

支社長 大谷津 善樹

2 共同記者会見

山梨県と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、互いに連携し、県民が明るく希望に満ち、安心して暮らせる社会の実現に向けた県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の資源を活用し、包括的に連携することにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて、県民サービスの向上を図り、県民が安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協力する。

- （1）安全・安心で豊かな暮らしの実現に関する事
- （2）山梨の未来を担う子どもの育成に関する事
- （3）県内産業の活性化に関する事
- （4）魅力ある「やまなし」の振興に関する事
- （5）移住・定住者への支援に関する事
- （6）その他、県民が安心して暮らせる社会の実現に関する事

2 前項各号に掲げる具体的な協力事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 甲は、第1項各号に定める事項を推進するため、県内市町村等との連携を図るよう努めるものとする。

4 乙は、県内の郵便局及び社員に対して、本協定の趣旨の周知を図るとともに、業務に支障のない範囲で、第1項各号に定める事項について取り組むものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条定める協力により知り得た個人情報やその他プライバシー等の情報を他に漏らしてはならない。

2 甲及び乙は、前条に定める協力事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る）を、相手方の事前の書面による承認を得ずに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

3 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(連絡会議の設置)

第4条 甲及び乙は、本協定を実施するため、連絡会議を設置し、定期的に会議を開催するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新され、その後も同様とする。

(協議)

第6条 協力の形態、協力による成果の利用条件、その他本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月1日

甲 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県知事

乙 神奈川県川崎市川崎区榎町1-2
日本郵便株式会社 南関東支社長



2018年2月1日
山 梨 県

山梨県と日本郵便株式会社が包括連携協定を締結

山梨県と日本郵便株式会社は、山梨県民が明るく希望に満ち、安心して暮らせる社会の実現に向けた県民サービスの向上に資することを目的とした『包括連携に関する協定』を2月1日に締結したことをお知らせします。

1. 背景・経緯

- ・山梨県は、全ての県民の皆様が明るく希望に満ち安心して暮らせる『輝き あんしん プラチナ社会』の実現に向け、平成27年12月に県政運営の新たな指針となる『ダイナミックやまなし総合計画』を策定し、新たな地域社会の創造に向けて積極的な取り組みを推進しています。
- ・日本郵便株式会社では、『全国津々浦々の郵便局と配達網等、その機能と資源を最大限に活用して、地域のニーズに合ったサービスを安全、確実、迅速に提供し、人々の生活を生涯にわたって支援することで、触れ合いあふれる豊かな暮らしの実現に貢献すること』を経営理念とされています。
- ・このため、山梨県と日本郵便株式会社が、連携・協力し、山梨県内全域を網羅しユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて県民サービスの向上を図ることにより、『輝き あんしん プラチナ社会』の実現を図るため、包括連携協定を締結することといたしました。

2. 協定の目的

山梨県と日本郵便株式会社は、相互の資源を活用し、包括的に連携することにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて、県民サービスの向上を図り、県民が安心して暮らせる社会の実現に資することを目的としています。

3. 協定の主な内容

以下の6項目において協力していきます

- (1) 安全・安心で豊かな暮らしの実現に関すること
- (2) 山梨の未来を担う子どもの育成に関すること
- (3) 県内産業の活性化に関すること
- (4) 魅力ある「やまなし」の振興に関すること
- (5) 移住・定住者への支援に関すること
- (6) その他、県民が安心して暮らせる社会の実現に関すること

4. 今後について

山梨県と日本郵便株式会社が、緊密な連携を図り、協力しながら、日本郵便株式会社の持つ、県内隅々まで網羅するネットワークやノウハウを活用させていただきながら、県民が明るく希望に満ち、安心して暮らせる社会の実現に向けた県民サービスの向上に努めていきます。

【本件に関するお問合せ先】

山梨県 総合政策部・政策企画課

TEL：055-223-1553